

岩手県告示第 950 号

物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 4 条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、平成 18 年 10 月 15 日から施行し、公衆浴場入浴料金の指定（平成 10 年岩手県告示第 399 号）は、平成 18 年 10 月 14 日限り、廃止する。

平成 18 年 10 月 6 日

岩手県知事 増 田 寛 也

12 歳以上の者	6 歳以上 12 歳未満の者	6 歳未満の者
390 円	150 円	70 円